

第2次

みやま市男女共同参画基本計画

令和3年3月

令和6年4月（見直し）

みやま市

はじめに

本市では、性別にかかわらず、すべての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の確立のため、「個性が調和するみやま市」を目指して、平成 23(2011)年 3月に「みやま市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的かつ計画的な施策の実施に取り組んでまいりました。

しかしながら、性別役割分担意識について、「男は仕事、女は家庭」という考えは少数派となってきているものの、依然として多くの家庭において、家事が女性の役割となっています。男女共同参画については、概念としての理解は進んでいるものの、意識と行動に乖離がある現状が見受けられます。地域づくりや本市における政策・決定の場に占める女性の割合もいまだ低い状況です。

近年、少子高齢化や経済のグローバル化の進展により、社会経済情勢が急速に変化し続けている中、長時間労働などの働き方の見直しや両性の意識改革など、社会全体で男女が共に仕事と家庭を両立できる環境を整えていく必要があります。

また、配偶者や交際相手からの暴力による被害者の支援も喫緊の課題であり、男女が互いを尊重し、あらゆる分野で性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現がますます必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、みやま市男女共同参画審議会から提言を頂きながら「第2次みやま市男女共同参画基本計画」を策定しました。この第2次計画には、当初基本計画をベースとし、新たに「みやま市女性活躍推進計画」を盛り込んでおります。

女性がいきいきと活躍できる機会の創出のためには、「男女共同参画社会の推進は、本市が直面する諸課題解決の重要な糸口の一つ」と考えております。そして、女性が仕事や地域活動など、さらに積極的に参画いただけるよう支援してまいりたい所存です。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきましたみやま市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

みやま市長 松嶋 盛人

《みやま市が目指す男女共同参画社会のイメージ》

家庭では・・・

- ◇一人ひとりが自立しつつ、互いに協力して家事や育児、介護などを担います。
- ◇社会的な支援やサービスを利用しながら、安心して子育てや介護を行います。

地域では・・・

- ◇意思決定に男女がともに参画し、活力が増し、安全・安心で住みよくなります。
- ◇子育てや介護などを支え合い、一人ひとりが安心して暮らせます。

学校では・・・

- ◇性別にとらわれない、個性や自主性を尊重した教育が行われます。
- ◇年齢に応じた様々な活動を通して、男女がお互いを尊重する意識が育まれます。

職場では・・・

- ◇募集・採用・配置・昇進・賃金などの男女の格差はありません。
- ◇方針決定に男女が対等に参画します。
- ◇仕事と生活が調和（ワーク・ライフ・バランス）し、安心して働けます。

「参画」（さんかく）とは、計画の段階から携わるという意味です。

計画には携わらず、物事が始まってから加わる「参加」とは意味が異なります。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 第2次みやま市男女共同参画基本計画の策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ及び計画期間	2
(1) 第2次みやま市男女共同参画基本計画の策定の目的及び計画の位置づけ	2
(2) 計画期間	2
第2章 みやま市の現状	3
1. 少子高齢化の進展	3
2. 世帯人数の減少	5
3. 経済状況及び就業構造の変化	6
第3章 計画の基本的な考え方	7
1. いきいき未来へのススメ	7
(1) 基本理念	7
(2) 基本目標	7
2. 配偶者からの暴力などの人権侵害行為の根絶	8
(1) 基本理念	8
(2) 基本目標	8
〈計画の体系〉	9
第4章 いきいき未来へのススメ	11
基本目標1. 男女共同参画のススメ	11
(1) 男女共同参画に関する理解の促進	11
(2) 幼少期からの男女共同参画の意識づくり	13
(3) 生涯学習における男女共同参画の推進	14
基本目標2. いきいき地域活動のススメ	15
(1) 地域活動における意識改革	15
(2) 男女共同参画に取り組む地域団体の活動支援	15
(3) 地域の方針決定過程への女性の参画	16

基本目標3. いきいき就業環境のススメ	17
(1) 女性の能力発揮のための支援	17
(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	19
基本目標4. 女性の活躍推進と意識改革のススメ.....	21
(1) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	21
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進.....	22
基本目標5. 共同参画をすすめる健康・福祉・防災の充実	23
(1) 生涯を通じた健康支援.....	23
(2) 安心して暮らせる環境の整備	25
(3) 女性視点を反映した地域の防災力向上.....	26

第5章 配偶者からの暴力などの人権侵害行為の根絶27

基本目標1. DVや虐待行為などの根絶に向けた啓発の推進	27
基本目標2. 被害者の支援体制の整備	29
基本目標3. 被害者の自立支援	30
基本目標4. 性的嫌がらせ等の防止のための啓発の推進.....	31

第6章 推進体制33

1. 推進体制の充実・連携強化	33
(1) 推進体制の充実	33
(2) 庁内各課の役割の強化	34
(3) 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画	34

参考資料.....35

担当課別一覧表.....	35
みやま市男女共同参画推進本部体制一覧表.....	38

第1章 計画の策定にあたって

1. 第2次みやま市男女共同参画基本計画の策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」と定義されています。“参画”とは、単に参加するというだけでなく、積極的に意思決定に加わるということの意味をしています。

世界的には戦後、国連により、世界人権宣言や婦人の参政権に関する条約の採択など、女性の人権における取組みが推進されてきました。特に、昭和50(1985)年を国際婦人年、翌年から10年間を「国連婦人の十年」に設定し、世界女性会議の開催等の男女共同参画に関する取組みの充実が図られました。昭和54(1979)年には、「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」が採択され、昭和60(1980)年に日本も批准しています。

日本政府による男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきました。平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法が成立したことで、これに基づき、政策推進の柱として、男女共同参画基本計画が策定されました。以降、第4次まで基本計画が更新されています。

本市では、平成23(2011)年3月に「みやま市男女共同参画基本計画」を策定し、平成28(2016)年4月には社会情勢の変化などに対応するために取組みを見直すなど、これまで、女性団体をはじめとする地域団体の協力を得ながら、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、令和2(2020)年7月に実施した意識調査の結果によると、男女間での意識の差は歴然としており、本市における男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要です。

男女共同参画社会の形成を促進するため、第2次みやま市男女共同参画計画を策定して本市の方針を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2. 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 第2次みやま市男女共同参画基本計画の策定の目的及び計画の位置づけ

1) 第2次みやま市男女共同参画基本計画の策定の目的

みやま市を取り巻く社会情勢及び市民の意識等を踏まえて、総合的、計画的に男女共同参画社会の形成を促進するために、推進計画の策定を行います。

2) 第2次みやま市男女共同参画基本計画の位置づけ

本計画は、「みやま市男女共同参画計画」、「みやま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「みやま市女性活躍推進計画」を一体として策定するものです。

① みやま市男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法【平成 11（1999）年 6 月 23 日法律第 78 号】第 14 条第 3 項に基づく男女共同参画計画です。

② みやま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）【平成 13（2001）年 4 月 13 日法律第 31 号】第 2 条の 3 第 3 項に基づく DV 対策基本計画です。

③ みやま市女性活躍推進計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）【平成 27（2015）年 9 月 4 日法律第 64 号】第 6 条第 2 項に基づく女性活躍推進計画です。

計画策定にあたっては、第2次みやま市総合計画、国の男女共同参画基本計画及び福岡県の男女共同参画計画と整合を図っています。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある（またはあった）者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。なぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力などもドメスティック・バイオレンス（DV）に含まれます。

(2) 計画期間

第2次みやま市男女共同参画基本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年）から令和 12 年度（2030 年）までの 10 年間とします。

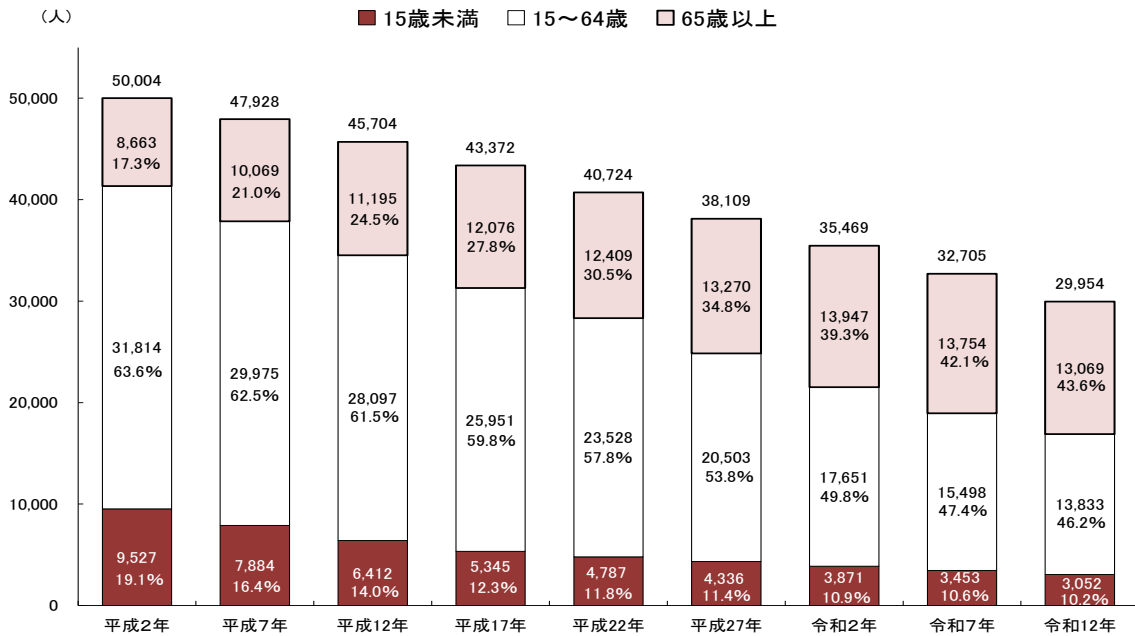
なお、計画期間中の法令改正や社会情勢などの変化があれば、必要に応じて見直しを行います。

第2章 みやま市の現状

1. 少子高齢化の進展

本市における年齢3区分別人口の推移を見ると、65歳未満の人口率が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口率は増加を続けていることが分かります。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



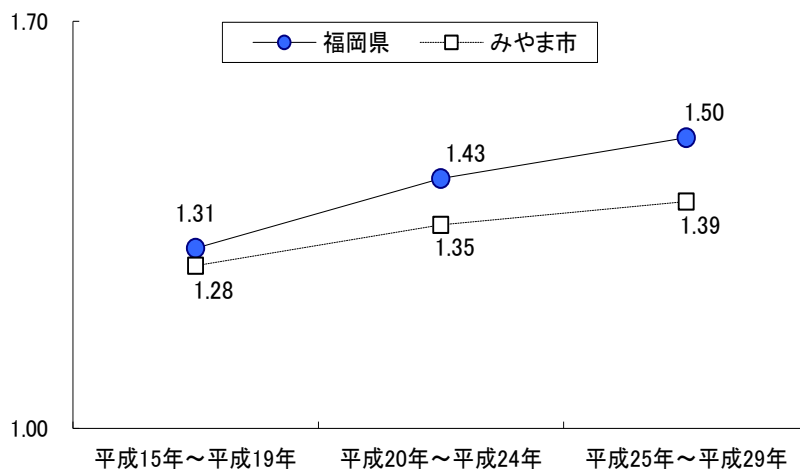
資料：国勢調査

各年 10月1日現在

- ※ 年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。
- ※ 令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による

また、本市の合計特殊出生率¹（ベイズ推定値）は、年々増加傾向になっています。しかしながら、平成15年～平成29年まで県の値を下回っており、人口維持に必要とされる人口置換水準（2.07）を大きく下回る状態が続いています。

図表 2 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

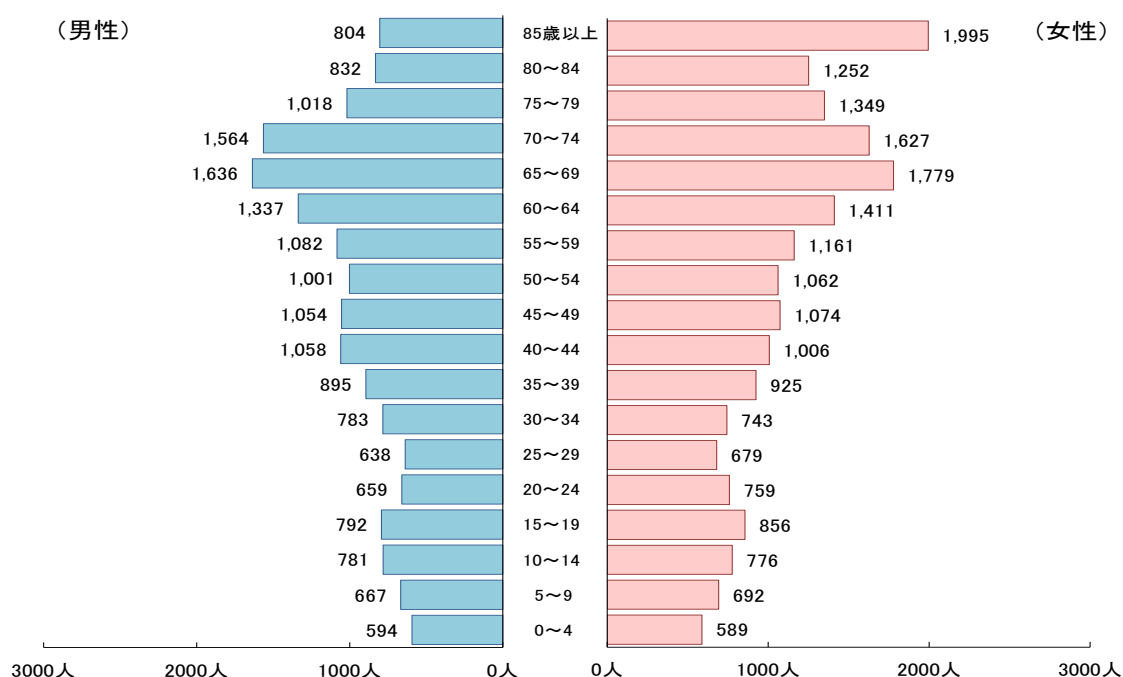
- ※ ¹ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子ども数に相当するとされる。

本市の人口ピラミッドを見ても分かるように、現在最も人口の多い65～69歳が今後、後期高齢者となるため、後期高齢者の割合が急速に進行することが予想されます。

少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増加と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化は、子育てに対する漠然とした不安や仕事と育児の両立の難しさ、子育てや教育に係る経済的負担など、多くの要因が複雑に作用するなかで個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。その中で、家庭生活での男女間の役割分担の偏りを原因とした、子育ては女性が担うものという子育てに対する偏見も無視することはできません。

図表 3 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳

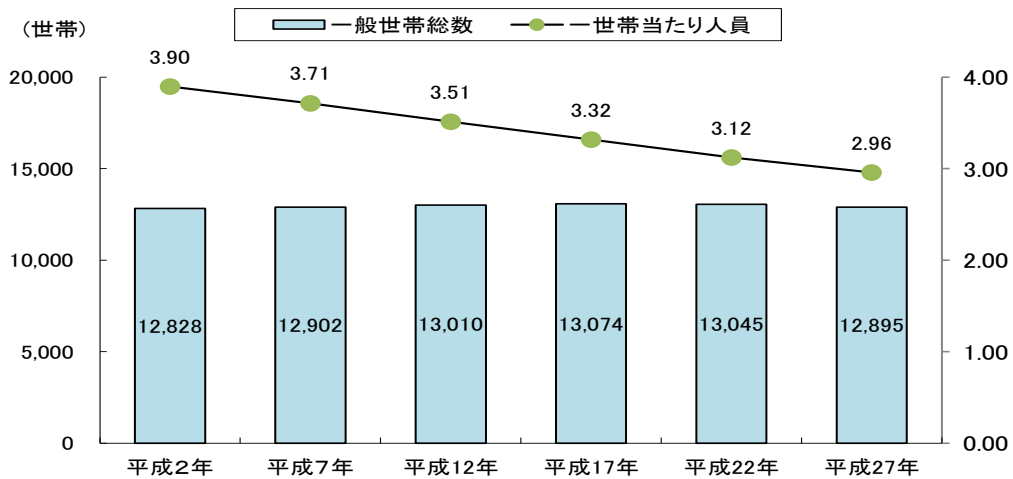
令和2年3月31日現在

2. 世帯人数の減少

少子高齢化や産業構造の変化、価値観の多様化などがあいまって、家族形態が多様化しています。世帯数の推移をみると、総世帯数はほぼ横ばいに推移しているものの、一世帯当たり人員は減少を続けています。本市においても、多世代家族が減少を続ける一方、いわゆる核家族化が進行し、一人世帯が増えています。

世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなります。従来の性別役割分担意識のままでは、平穏な暮らしを保つことは非常に困難になります。

図表 4 世帯数の推移



資料：国勢調査

各年 10月1日現在

3. 経済状況及び就業構造の変化

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、正規職員の長時間労働が問題となっています。非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出し、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参画を阻む要因の一つにもなっています。

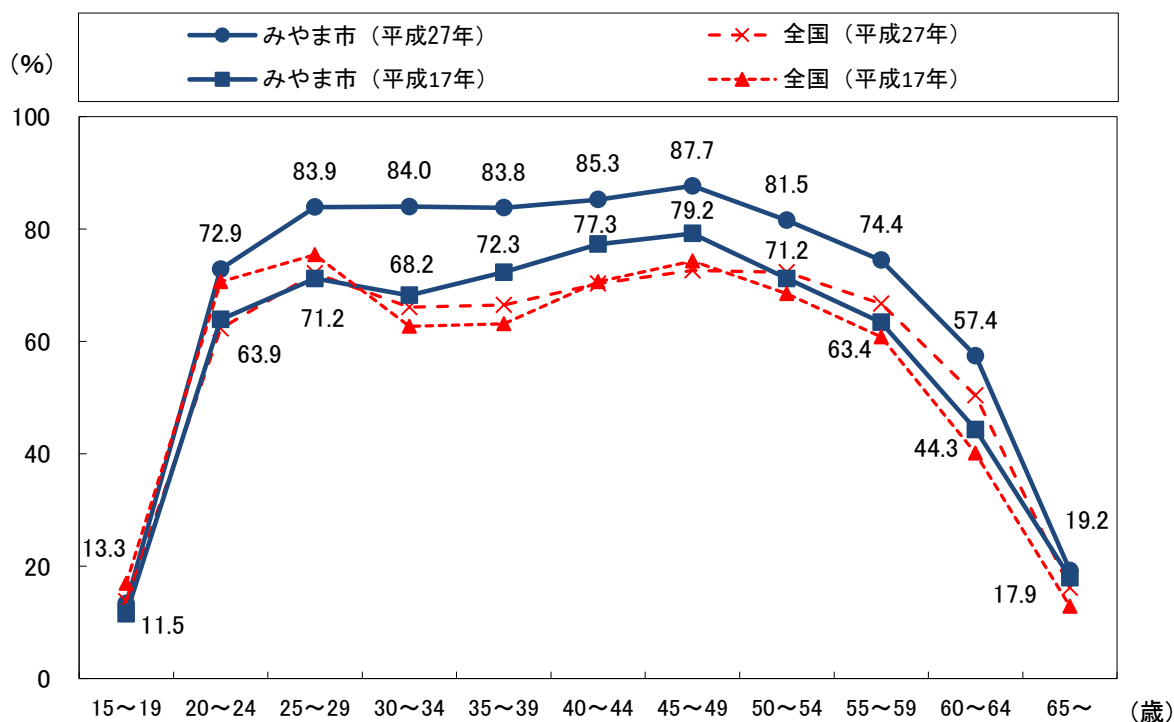
共働き世帯数が増加傾向にあるなか、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくなかったこれまでの経緯から、女性の年齢階層別労働力率はいわゆる「M字カーブ」と呼ばれてきました。

全国の統計データを見ると、このM字カーブの傾向が未だ見られますが、本市においてはこれが解消されつつあることが分かります。

しかしながら、女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です。それは、男女の賃金格差につながりかねません。

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係するさまざまな取組みが必要です。

図表 5 女性の年齢階層別労働力率



資料：国勢調査

平成27年10月1日現在

第3章 計画の基本的な考え方

1. いきいき未来へのススメ

【みやま市女性活躍推進計画を包含したみやま市男女共同参画計画】

(1) 基本理念

男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画社会基本法第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、

第1に、男女の人権尊重の取組みを推進します。

第2に、男女の活動の選択に関し、社会制度又は慣行が中立となるように取組みを推進します。

第3に、政策・方針の決定に関し、男女が共同して参画するよう取組みを推進します。

第4に、家庭生活における活動について男女が協力して果たし、かつ、地域等の活動にも参加できるように取組みを推進します。

第5に、国際社会の状況も念頭において、本計画を推進します。

また、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とし、国、地方自治体、企業の責務を定めた「女性活躍推進法」の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に努めます。

いきいき未来へのススメ ～個性が調和するみやま市へ～

すべての市民がそれぞれの個性や能力を発揮でき、お互いが支えあい、尊重しあえる“未来”を目指して、また、さまざまな個性が調和してみやま市がいきいきと光り輝くよう、次の基本目標のもとに男女共同参画に取り組みます。

(2) 基本目標

基本目標1 男女共同参画のススメ

基本目標2 いきいき地域活動のススメ

基本目標3 いきいき就業環境のススメ

基本目標4 女性の活躍推進と意識改革のススメ

基本目標5 共同参画をすすめる健康・福祉・防災の充実

2. 配偶者からの暴力などの人権侵害行為の根絶

【みやま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

(1) 基本理念

配偶者や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と略）をはじめとしたあらゆる暴力は人権侵害であり、いかなる場合でも決して許されるものではありません。そのような行為は、男女共同参画社会の実現の妨げともなっています。このため、DVの防止に向けて取り組む必要があります。

暴力は、恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせ、ときに外に向かって助けを求めることさえできない程に人を追い込みます。生命に関わる暴力を受け、命を落とす人もいます。しかし、未だに社会の理解は不十分で、家庭や個人の問題として片付けてしまいがちです。

DVは、性別役割分担や経済力の格差など、男女間の構造的な問題も大きく関わっているため、社会的問題として考える必要があります。

DVや虐待行為などの人権侵害行為の根絶に向けて啓発を行い、市民全体の問題として取り組みを進めます。また、関係機関と連携して被害者の安全を確保するとともに、被害者の心情に沿った支援を実施し、被害者が早期に安全・安心な生活を取り戻せるよう支援を行います。

(2) 基本目標

基本目標1 DVや虐待行為などの根絶に向けた啓発の推進

基本目標2 被害者の支援体制の整備

基本目標3 被害者の自立支援

基本目標4 性的嫌がらせ等防止のための啓発の推進

<計画の体系>

第4章 いきいき未来へのススメ

基本目標	施策の方向	取組施策
1 男女共同参画のススメ	(1) 男女共同参画に関する理解の促進	1 広報紙、ホームページ等を活用した啓発 2 講演会開催による理解促進と各種団体との連携による啓発 3 イベントやキャッチフレーズの活用による啓発 4 図書館における図書の整備による啓発 5 図書館イベントなどによる啓発活動
	(2) 幼少期からの男女共同参画の意識づくり	6 就学前における男女共同参画の推進 7 学校教育における男女共同参画の推進 8 自ら判断できる能力を養う教育の推進 9 家事や育児、介護を体験する機会の確保 10 発達段階に応じた性教育の実施 11 家庭教育におけるPTAとの連携と保護者への情報提供 12 教職員の男女共同参画に関する理解の促進
	(3) 生涯学習における男女共同参画の推進	13 地域拠点における講演会等に対する支援 14 女性の能力向上に対する支援
2 いきいきス地域活動	(1) 地域活動における意識改革	15 地域活動推進のための指導者に対する啓発 16 男女で偏りがある分野への共同参画の拡大
	(2) 男女共同参画に取り組む地域団体の活動支援	17 地域で活躍する女性の人材情報の活用 18 地域団体のネットワーク化の推進 19 男女共同参画に取り組む地域団体の活動拠点づくり
	(3) 地域の方針決定過程への女性の参画	20 地域の方針決定過程への女性の参画 21 女性リーダー育成の取組み 22 地域における女性の参画の推進
3 いきいき就業環境のススメ	(1) 女性の能力発揮のための支援	23 企業に対する制度の活用のための啓発 24 女性の能力発揮のための職場環境づくり 25 労働者に対する情報提供、相談支援 26 女性の起業や資格取得に関する支援 27 企業における子育て支援の促進 28 再就職の支援 29 商工業における男女共同参画の推進 30 女性活躍の先進事例研修会の開催 31 農林水産業における女性グループ育成と女性の起業支援 32 農業分野における女性参画支援
	(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	33 長時間労働の解消 34 子育て中の支援 35 家庭内の性別役割分担の解消 36 男性の家事・育児・介護、ごみの分別等への参画の推進
4 と女性の意識の改革の活躍のススメ	(1) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	37 女性の活躍推進のための男女共同参画意識の浸透 38 家庭生活への男性の参画を促すための啓発
	(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	39 各種審議会・委員会等への女性の登用 40 各種団体への女性登用啓発

基本目標	施策の方向	取組施策
5 共同参画をスズメる健康・福祉・防災の充実	(1)生涯を通じた健康支援	41 健康相談の実施 42 講演会開催による啓発活動 43 疾病等の予防・早期発見の取組み 44 生活習慣病予防のための情報提供 45 スポーツ活動による健康づくりの啓発 46 介護予防事業の推進 47 母性の健康管理に係る支援並びに自己決定権の理解の促進 48 特定不妊治療に対する相談等の支援 49 小規模事業者における産前産後の代替についての取組み
	(2)安心して暮らせる環境の整備	50 子育て支援等の充実 51 安心して暮らせる生活環境づくり 52 高齢者、障がい者などに対する男女共同参画の視点での支援 53 高齢者の生きがいづくりに関する取組みの推進 54 ひとり親家庭に対する支援の充実
	(2)女性視点を反映した地域の防災力向上	55 災害対応について、全職員に対する理解促進 56 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発 57 高齢者などの避難行動要支援者の把握

第5章 配偶者からの暴力などの人権侵害行為の根絶

基本目標		取組施策
1	DVや虐待行為などの根絶に向けた啓発の推進	58 DVなどについての啓発の推進 59 虐待行為の防止についての啓発の推進
2	被害者の支援体制の整備	60 支援体制の整備 61 二次被害防止のための関係課の連携 62 暴力・虐待防止のための研修会の開催 63 被害者の緊急一時保護
3	被害者の自立支援	64 被害の再発防止に向けた情報提供 65 被害者情報の管理徹底 66 被害者やその家族に対する自立支援
4	性的嫌がらせ等防止のための啓発の推進	67 性的嫌がらせ等防止のための啓発の推進

第6章 推進体制

	施策の方向	取組施策
推進体制の充実・連携強化	(1)推進体制の充実	68 みやま市男女共同参画推進本部の取組み 69 みやま市男女共同参画審議会の設置 70 男女共同参画の施策に関する苦情処理体制の整備 71 本計画前期終了時の市民アンケート調査の実施 72 庁内における男女共同参画の推進 73 女性職員の積極的登用と育成 74 審議会等における女性の積極的登用
	(2)庁内各課の役割の強化	75 市職員等の意識啓発
	(3)市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画	76 市民や事業者との連携強化

第4章 いきいき未来へのススメ

基本目標 1. 男女共同参画のススメ

(1) 男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画とは、男女共同参画社会基本法をみると、男性も女性もすべての個人の幸せに関わる理念ととらえることができます。“男だから”、“女だから”という性別による考え方により、男女ともに個人としての希望や能力が制限されている社会は、一人ひとりが幸せな社会とはいえないでしょう。

男女が対等にあらゆる分野で能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していくための最重要課題とされており、今後の本市の発展のためにも、男女共同参画の推進は重要です。

「男性も女性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」の意義について、多くの市民に理解してもらう必要があります。

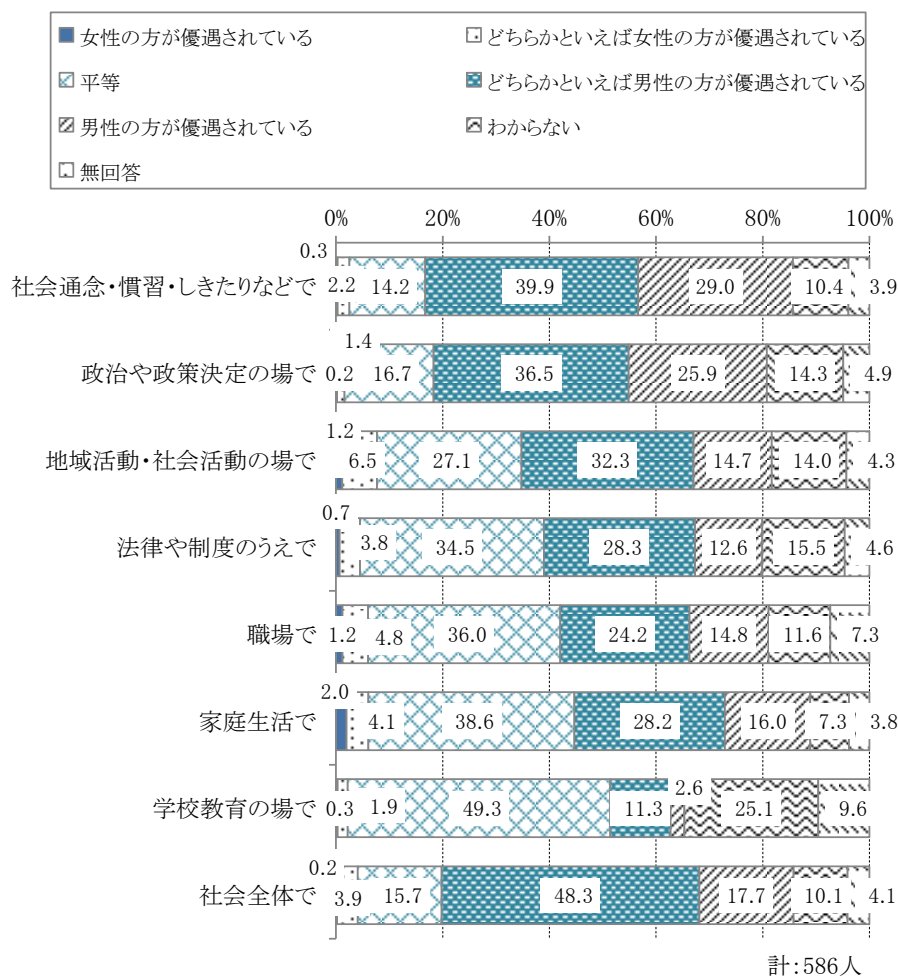
これまで、市の広報（市報、ホームページ）やパンフレット等を活用し、男女の平等意識の確立や性別役割分担意識の是正に向けた広報・啓発に努めてきました。

しかし、男女の平等感についての意識調査では、さまざまな場面で男性の方が優遇されていると感じている人が依然として多くなっています。

こうした市民の意識を変え、男女共同参画への関心を高めるためにも、これまでの広報・啓発活動を見直し、充実を図る必要があります。

家庭生活や職場、政治や社会通念・慣習・しきたりなどでは男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっていますが、男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習によって、長期的に課題の解決を図っていくことが必要です。

図表 6 男女は平等になっていると思うか



資料：みやま市男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年8月）

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
1.	広報紙、ホームページ等を活用した啓発	男女共同参画に関する記事の広報紙や市ホームページへの掲載やパンフレット等の配布により、市民の意識啓発を図ります。	人権・同和対策室
2	講演会開催による理解促進と各種団体との連携による啓発	男女共同参画に関する講演会等を開催し、市民の理解の促進を図ります。また、市内各種団体と積極的に連携して啓発に取り組みます。	人権・同和対策室
3	イベントやキャッチフレーズの活用による啓発	様々な媒体を活用し啓発を行います。男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせてフォトコンテストなど市民参加型の取り組みを行い、その活用による啓発を行います。	人権・同和対策室
4	図書館における図書整備による啓発	男女共同参画の視点を考慮した図書の選定・整備を行い啓発を図ります。	社会教育課
5	図書館イベントなどによる啓発活動	父親が子どもとふれあうきっかけづくりを行います。	社会教育課

(2) 幼少期からの男女共同参画の意識づくり

教育においても、発達段階に応じて男女共同参画に基づいた教育を行い、意識を自然に浸透させていくような取組みが必要です。

就学前の子どもについては、まずはお互いを大切に、協力することについて教え、身につけさせることなど、人権や男女共同参画の考え方の基礎を築く段階です。このような人権意識を育む保育・教育は、成長に応じて一貫して行われる必要があります。

実際の家庭の役割については性別による分担が根強く、理想と現実のギャップがあるようです。社会で生きていくために必要な技能は、性別にかかわらず身につける必要があります。

また、一人ひとりの個性や能力を伸ばしていくことは教育の本質であり、教育の場においては、必要以上に性別で区別しないことが大切です。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
6	就学前における男女共同参画の推進	保育所や幼稚園と連携し、お互いを大切にする気持ちを育むことなど、男女共同参画の視点に立った就学前の保育・教育を推進します。	子ども子育て課
7	学校教育における男女共同参画の推進	性別にとらわれない進路指導を行うとともに、職業体験などの体験型学習も活用し、働くことの重要性などの職業意識を育てます。	学校教育課
8	自ら判断できる能力を養う教育の推進	メディア（新聞、テレビ、インターネットなど）の利用について、有害な情報等に流されず、自ら情報を選び取り、読み解き、判断するなどの能力を養う教育を推進します。	学校教育課
9	家事や育児、介護を体験する機会の確保	男女ともに必要な家事や育児、介護を体験する機会について、小学校においてはクラブ活動、家庭、総合の時間、中学校においては職業体験、家庭科の時間等に取り組みます。	学校教育課
10	発達段階に応じた性教育の実施	思春期の心と体について学び、自分自身を大切にすることや、相手の心身の健康についても思いやることなど、発達段階に応じた性教育を行います。	学校教育課
11	家庭教育におけるPTAとの連携と保護者への情報提供	家庭教育において男女共同参画を推進するため、PTA等とも連携し、保護者に対する情報提供を行います。	学校教育課
12	教職員の男女共同参画に関する理解の促進	教職員の理解を深めるために男女共同参画研修会等を実施し、共通認識をもって日常的な指導に取り組みます。	学校教育課

(3) 生涯学習における男女共同参画の推進

市内の複数の団体が、男女共同参画に関する自主的な講演会や勉強会の開催に取り組んでいます。地域のなかで、悩みや疑問点がテーマとして取り上げられ、より良い生活に向けて自由に意見を出し合うことができれば、男女共同参画の深い理解につながるでしょう。

一方で、男女が様々な事柄に関心をもち、学び、考え、個人の能力の向上を図ることも重要です。生涯学習における学びをもとに意見を出したり、方針決定に関わったりすることで、知識や技術を地域に還元できるようにするため、地域の団体や行政が連携して「能力向上（エンパワーメント）」を推進する必要があります。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
13	地域拠点における講演会等に対する支援	公民館等の地域拠点を中心とした、あらゆる団体の自主的な活動による、男女共同参画に関する講演会等の取組みを支援します。	社会教育課 人権・同和对策室
14	女性の能力向上に対する支援	公民館等地域拠点において各種学習会を行うなど、女性団体等とも連携し、女性の能力向上を支援します。	社会教育課

基本目標 2. いきいき地域活動のススメ

(1) 地域活動における意識改革

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女が共に協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、価値観の多様化等を背景に、地域への帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動に参加する機会が少なくなっているのが現状です。

性別や家庭状況等が違っていても、地域をより良くしたいという気持ちがあれば、誰もが対等に自由に発言できる雰囲気をつくりたいと考えるでしょう。また、さまざまな視点がいけるような環境を整えば、アイデアや知恵が広がり、地域の活性化にもつながるでしょう。

誰もが安心して暮らせる環境を確保し、地域が抱えるさまざまな課題に対応できる地域の力を高めていくには、地域における活動を男女が共に担い、性別による偏りを無くすなど、男女共同参画の視点が不可欠です。地域の中で慣行として男女の役割が固定化されているものについては、地域の指導者に向けて特に啓発を行うことで、全体への意識の浸透を図ります。

また、まちづくりの分野に関しては、実生活の面で女性が大きく関わっていることから、その意見や考え方を地域活動や政策・施策に十分に反映させていく必要があります。

他の分野に関しても、従来の慣習などにとらわれず、男性も女性も共に参画できるよう、柔軟な体制づくりを進めていくことが必要です。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
15	地域活動推進のための指導者に対する啓発	男女が協力して、喜びも責任も分かちあえる地域活動の推進について、特に指導者に対する啓発を行います。	社会教育課 人権・同和对策室
16	男女で偏りがある分野への共同参画の拡大	まちづくり等の男女で偏りのある分野への積極的な共同参画を推進します。	全庁

(2) 男女共同参画に取り組む地域団体の活動支援

本市では、男女共同参画の趣旨に理解・賛同し、男女共同参画の推進という共通した目標に向け自主的に課題に取り組んできた地域団体のネットワーク化などを目指してきましたが、未だ構築できていない現状があります。

男女共同参画社会の実現は、本市の発展には欠かせないものであるため、地域で活躍する有能な人材の情報を収集し、リーダーを育成し、団体の育成やネットワーク化等を図り、男女共同参画の全体的な進展を図るため啓発等に取り組めます。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
17	地域で活躍する女性の人材情報の活用	男女共同参画社会の実現に向け、地域で活躍する女性の人材情報の収集と活用を行います。	社会教育課 人権・同和对策室
18	地域団体のネットワーク化の推進	男女共同参画に取り組む地域団体の活動を支援し、ネットワーク化が図られ、幅広い連携体制を構築できるよう取り組みます。	社会教育課 人権・同和对策室
19	男女共同参画に取り組む地域団体の活動拠点づくり	男女共同参画に取り組む地域団体の活動を支援するため、継続的な活動の場となる活動拠点をつくります。	社会教育課 人権・同和对策室

(3) 地域の方針決定過程への女性の参画

本市においては、多くの女性が地域づくりに貢献しているにもかかわらず、地域方針の決定に関わる女性はわずかです。このため、女性が培ってきた知識や能力の発揮が不十分です。地域をより良くしていくための方針決定の議論の場で、女性がその経験をいかして自ら発信することが地域の活性化、さらには今後の本市の発展のために必要です。

女性がこうした方針決定過程に関わることについては、男性だけでなく女性の理解も不十分であると考えられることから、女性の参画についての啓発が必要です。また、女性に対しては、自信を持って前向きに議論の場に加わることができるよう、十分な支援を行うことも重要です。

一方、区長などの自治会の役職が男性に偏っていることも事実で、女性の参画が強く望まれているところです。こうしたことから、自治会の運営等に関し、女性や若年層の参画がより活発になるよう啓発を行い、自治会の充実・発展に努めます。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
20	地域の方針決定過程への女性の参画	地域の方針決定の場へ女性が参画することの意義について啓発を行います。	人権・同和对策室
21	女性リーダー育成の取組み	女性リーダーの育成に関して、県の事業等を活用した取組みを進めます。	社会教育課 人権・同和对策室
22	地域における女性の参画の推進	自治会運営に関し、女性や若年層の参画がより活発になるよう啓発を行い、自治会の充実・発展に努めます。	総務課

基本目標 3. いきいき就業環境のススメ

(1) 女性の能力発揮のための支援

就業は生活の基盤を形成するものであり、働くことで達成感が得られるなど、自己実現にもつながることから、働く人が性別に関わりなく能力を発揮できる環境を整えることも重要です。こうした環境の整備は労働意欲の向上にもつながります。

企業における女性の登用は、多様な人材の活用という観点からその重要性が指摘されていますが、出産や育児期に退職する女性が多いことから、女性の人材育成という面では課題があります。

一方、意識調査によると、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就くほうがよい」と考える割合は男女ともに大幅に減少していて、この10年間で市民の子育てと就業に対する意識は大きく変化していることが分かります。

就業を継続できる環境を整えば、女性も高資格・高経歴の展望をもてるようになります。企業も長期的な人事管理や人材育成に取り組むことができるため、育児介護休業法の推進等について、積極的に取り組む必要があります。また、女性の起業や資格取得に関する支援も重要です。

図表 7 子育てと就業に対する意識の変化

指 標		前回調査	今回調査
「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就くほうがよい」と考える割合	男 性	40.3%	29.7%
	女 性	40.8%	22.9%

資料：みやま市男女共同参画に関するアンケート調査
(前回調査：平成22年8月、今回調査：令和2年8月)

農林水産業、商工業等の自営業に関しても、男女がともに協力して経営に当たることと、それぞれの能力を十分に活かせる環境が必要です。女性が自らの能力を発揮して大いに活躍することにより、男女共同参画の意識の普及・高揚が期待できます。女性や女性団体の活動を支援していくことが重要です。また、家業と家事等を家族で分かち合うことが重要で、家族の協力体制を推進する啓発も必要です。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
23	企業に対する制度の活用のための啓発	企業における男女雇用機会均等法、育児介護休業法など関係法令の周知・活用を図るため、国や県と連携し、企業に対する啓発及び情報提供等の支援を行います。	商工観光課
24	女性の能力発揮のための職場環境づくり	事業主及び人事労務担当者に向けて、女性の積極的な採用・登用や職域の拡大に関して、県の取組み等を活用した啓発を行います。	商工観光課 人権・同和对策室
25	労働者に対する情報提供、相談支援	労働者に対し、男女雇用機会均等法、育児介護休業法など関係法令について、国や県と連携し、啓発及び情報提供等の支援を行います。	商工観光課
26	女性の起業や資格取得に関する支援	国や県と連携し、情報提供等の支援を行います。	商工観光課
27	企業における子育て支援の促進	県が推進する子育て応援宣言の取組などの情報提供を行うなど、企業における子育て支援の促進を呼びかけます。	商工観光課
28	再就職の支援	子育て等で退職した人の再就職について、情報提供や相談等の支援を行います。	商工観光課
29	商工業における男女共同参画の推進	商工会等と連携し、男女共同参画に関する情報提供等の支援を行います。	商工観光課
30	女性活躍の先進事例研修会の開催	男女共同参画の取組みを推進し、女性が活躍する先進事例についての研修会等を実施します。	農林水産課
31	農林水産業における女性グループ育成と女性の起業支援	関係団体と連携し、学習会等を通して女性グループの育成を行うとともに、女性の起業についても情報提供等の支援を行います。	農林水産課
32	農業分野における女性参画支援	農業分野における女性の積極的登用を図るため、女性の参画についての情報提供等の支援を行います。	農林水産課

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和は、一人ひとりの充実した生活のために、仕事、家庭、地域、個人の生活が、本人の希望に応じて調和することを目指すものです。

平成 28 年 3 月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されるなど、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつあります。

意識調査でも、女性が職業をもつことについての考えとして、「女性は職業をもたないほうがよい」、「結婚するまで職業をもつほうがよい（結婚後は仕事を辞める）」、「子どもができるまで職業をもつほうがよい（出産後は仕事を辞める）」という意見を持つ人の割合は何れも極めて少なくなっており、「結婚や出産後も職業をもち続けたほうがよい」、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業に就くほうがよい」という意見が多数派となっています。このことから、女性が就労を通じて社会に貢献することに対して概ね肯定的に捉えられていることが分かります。

「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業に就くほうがよい」と考える人の割合は、男性が 29.7%であるのに対して女性が 22.9%であり、あまり性差がありません。前回調査結果は男性が 40.3%、女性が 40.8%であったことから、より働きながら子育てをすることが意識面でも許容されつつあることがみてとれます。

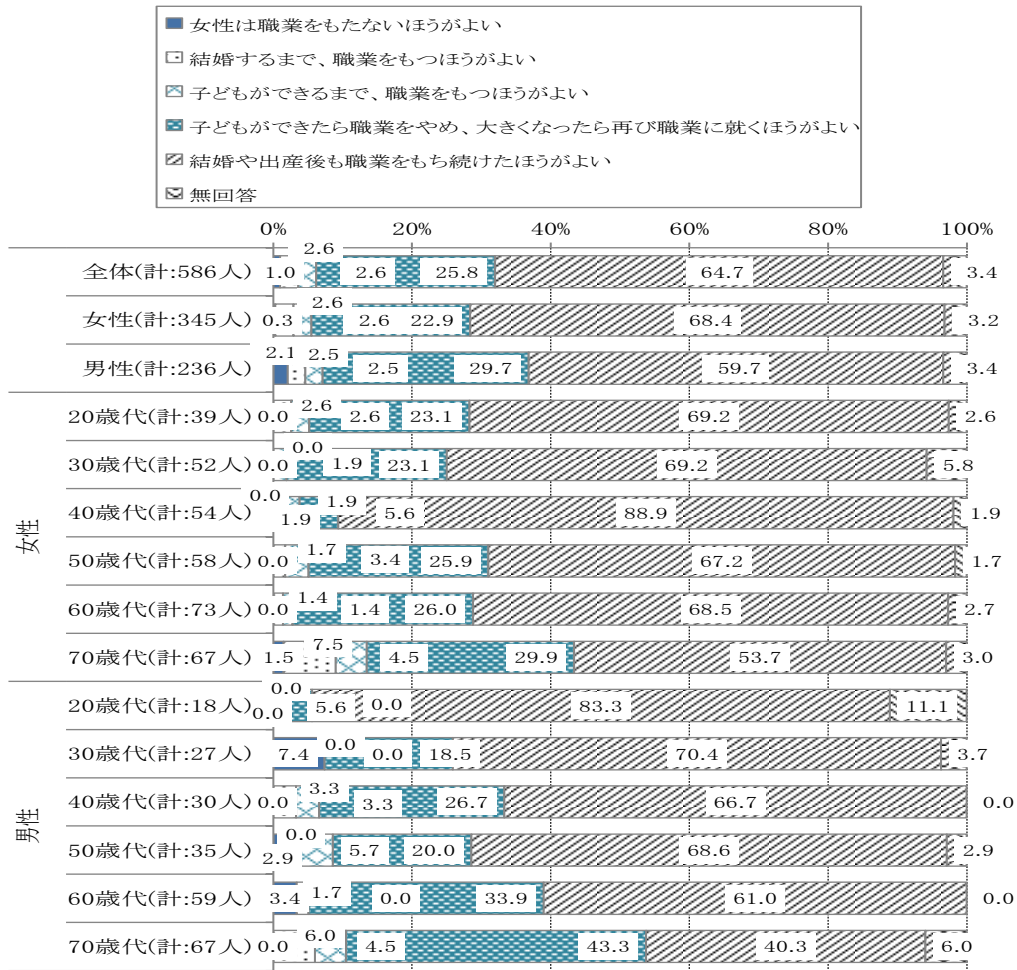
男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現していくために、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図るなど、子育てをしながら働き続けることができる環境整備が重要です。

性別役割分担にとらわれずに、柔軟に考えて分担を見直すと、みんながもっと笑顔になります。家族がお互いを大切に思う気持ちがあれば、責任や喜びを分かちあうことの大切さをきっと分かりあえるでしょう。男性も、家族の笑顔を励みに家庭の仕事を担うことで、今まで以上に子育ての喜びや家族のつながり、視野の広がりを実感することができるでしょう。

また、世代間や男女間では、考え方に差異があるのも事実です。これは、それぞれの生い立ちや時代を背景として価値観が形成されているためです。男女共同参画の推進にあたっては、男女がお互いを理解し、尊重するという理念を浸透させることと平行して、その意義についても十分に説明する必要があります。

家事・育児・介護等の家庭の役割は主に女性が担っている状況ですが、そうした生活に必要な技術を身につけることは男性にとっても重要なため、参画のきっかけづくりに取り組み、支援する必要があります。

図表 8 女性が職業をもつことについての考え



資料：みやま市男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年8月）

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
33	長時間労働の解消	仕事と生活の調和を推進するため、国や県と連携し、情報提供等の支援を行います。	商工観光課 人権・同和対策室
34	子育て中の支援	子育て中の人安心して働けるよう、放課後児童クラブ、休日保育、病児・病後児保育の実施等、子育て支援の充実を図ります。	子ども子育て課
35	家庭内の性別役割分担の解消	従来からの性別による役割分担や慣習にとらわれず、家族が協力して家事等を分担し、お互いが支えあって責任も喜びも分かちあうことの啓発を行います。	人権・同和対策室
36	男性の家事・育児・介護、ごみの分別等への参画の推進	公民館等の地域拠点において、各種団体と連携し、男性の家事・育児・介護、ごみ分別等への参画のきっかけづくりに努めます。	社会教育課 子ども子育て課 健康づくり課 環境政策課

基本目標 4. 女性の活躍推進と意識改革のススメ

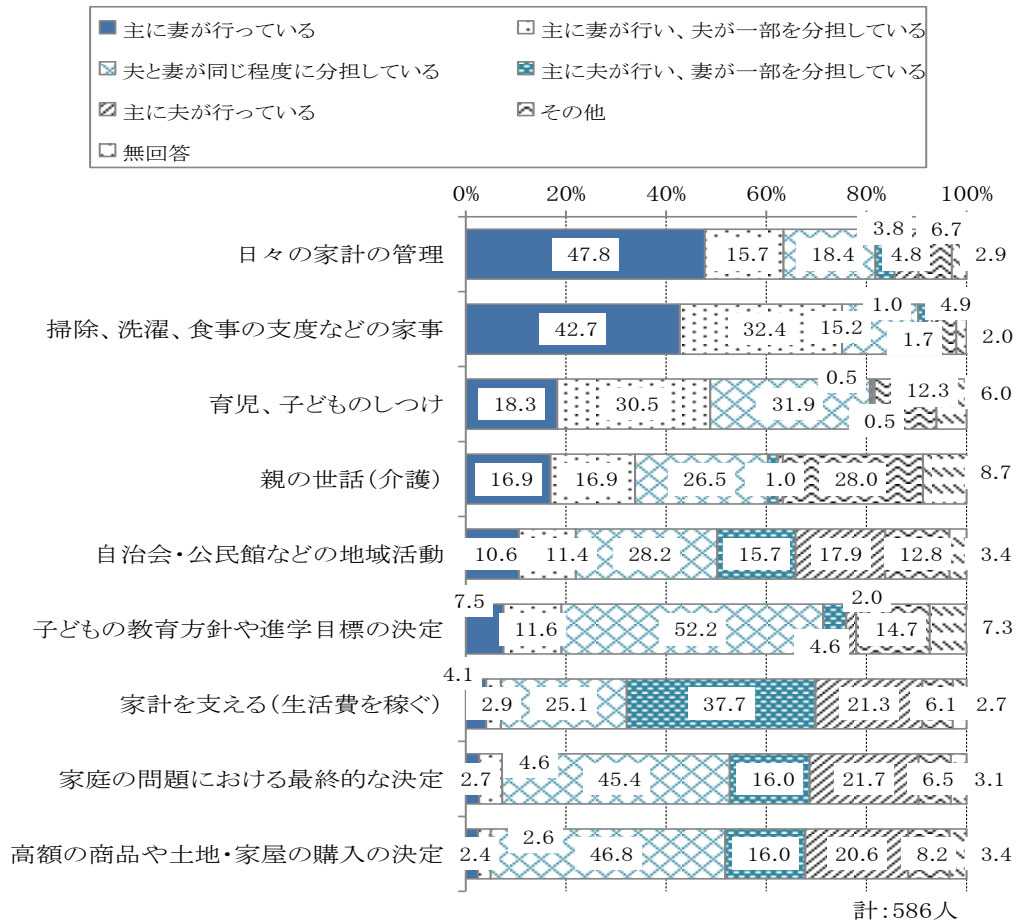
(1) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は、否定派の割合が78.3%となっていますが、一方、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」「日々の家計の管理」は多くの家庭が女性の役割となっており、概念としての理解は進んでいるものの、意識と行動に懸け離れが生じていることが分かります。

これは、性別役割分担意識の問題だけではなく、男性の長時間労働の影響もあるものと考えられます。特に30代、40代といった子育て期にあたる男性の労働時間は長い傾向にあると考えられることから、男性の仕事中心の意識・ライフスタイルを仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへと転換し、男女が相互に協力し合う関係を築くことが求められます。それは、女性の負担を軽減し、女性の社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつながることにあります。

家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も、家事、育児、介護などに積極的に関わる必要があります。

図表 9 家事の分担



資料：みやま市男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年8月）

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
37	女性の活躍推進のための男女共同参画意識の浸透	市民向けの男女共同参画イベントを開催し、家庭内の性別役割分担意識の解消に努めます。	人権・同和対策室
38	家庭生活への男性の参画を促すための啓発	男女共同参画講座や地域への出前講座など啓発を通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参画を促します。	人権・同和対策室

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

国は、「2020年までにあらゆる分野における指導的地位を占める女性の割合を30%程度に」という目標を掲げています。平成30(2018)年5月には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)が公布・施行され、男女の候補者ができるだけ均等になることを目指しています。しかしながら、この目標の達成は極めて困難で、達成を目指す時期を「2020年代の可能なかぎり早期に」へと変更することが見込まれています。

本市でも、「市における審議会等への女性の登用率30.0%」を成果指標に掲げて取り組んできましたが、令和2(2020)年4月1日現在25.5%であり、目標値には届いていません。この計画でも30%を目標に定め、その達成のために女性の登用に努めます。

誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指していく必要があります。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
39	各種審議会・委員会等への女性の登用	各種審議会・委員会等の委員に女性を登用します。	人権・同和対策室 全庁
40	各種団体への女性登用啓発	経済団体や地域の各種組織へ女性役員の登用を推進します。	人権・同和対策室 全庁

基本目標 5. 共同参画をすすめる健康・福祉・防災の充実

(1) 生涯を通じた健康支援

男女共同参画を進める上で、それぞれの視点に立った安心して暮らせる環境づくりのためには性別の違いについて知ることも重要です。性別によって身体的に違いがあり、その違いを理解することは、お互いを尊重することの第一歩といえます。

生涯を通じて健康を維持するためには、性別に応じた的確な医療を受ける必要があります。こうしたことから本市では、性別に応じた検診を実施しています。

また、特に女性については、妊娠・出産機能により、思春期、妊娠・出産・産じょく期、更年期、老年期等、生涯にわたって女性特有の健康課題に直面するため、その支援が必要です。

さらに、子どもを産むことなどに関して、夫や恋人に支配され、本人の意思が尊重されない女性が数多くいます。このため、母性に関わる権利が女性の重要な権利として、国際的に幅広く議論されています。日本においても家制度などの影響で、女性自身の権利が十分に保障されてこなかった歴史的背景があります。こうしたことからみやま市においても、その保障について、啓発を行う必要があります。

また、学校教育における子どもの発達段階に応じて、性の理解と尊重について教育を行っています。子どもの心と身体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

市民一人ひとりが主体的になり、また、市民団体が意欲的に健康づくりに取り組みやすい環境を整え、市内全域に健康づくりの推進を図ることを目的として、平成 27 (2015) 年 3 月に「健康みやま 21 (第 2 次) ~市民一人一人が健康で心豊かに活力あるみやま市を目指して~」を策定し、取組みを推進しています。今後も、市民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制を充実するとともに、生涯を通じた女性の健康支援として、安心して出産できる環境の実現や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制の充実が重要です。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
41	健康相談の実施	健康相談日において、男女の健康に関する不安の解消を図るとともに、健康づくりに関する制度等の情報提供を行います。	健康づくり課
42	講演会開催による啓発活動	自殺予防・心の健康についての取組として、講演会等の啓発活動を行います。	福祉課
43	疾病等の予防・早期発見の取組み	男性・女性に特有のがん検診の実施を継続して行うとともに、受診率の向上に努めます。	健康づくり課
44	生活習慣病予防のための情報提供	人生の様々な段階に応じた健康課題や生活習慣病の予防等について情報提供を行います。	健康づくり課 こども家庭センター
45	スポーツ活動による健康づくりの啓発	男女ともにスポーツ活動を推進し、健康な体づくりについての啓発を行います。	社会教育課
46	介護予防事業の推進	介護予防事業（運動、栄養、口腔）を推進します。	介護支援課
47	母性の健康管理に係る支援並びに自己決定権の理解の促進	母子保健サービスの提供と保健指導の充実及び母性に関する健康等の自己決定権の保障についての理解を促進するため、啓発を行います。	こども家庭センター
48	特定不妊治療に対する相談等の支援	特定不妊治療に対する相談等の支援を行います。	こども家庭センター
49	小規模事業者における産前産後の代替についての取組み	家族経営等の小規模事業者における産前産後の代替などの母性の保護について、国や県の支援制度の発足を求めて取り組みを行います。	商工観光課

(2) 安心して暮らせる環境の整備

共働き家庭、三世代の同居の家庭、単身高齢者の家庭など、家族の形態や生活状況は多種多様です。従って、家庭によって困難や手助けを必要とする課題は異なり、幅の広い要望に対応できる福祉の充実が求められています。特に、男女共同参画の視点で福祉の問題を考えると、高齢者、障がい者、子ども、外国人など、社会的に弱い立場の人が、“女性”ということでも重に困難を抱えている状況が指摘されています。母子家庭や高齢単身女性の貧困問題など、現状を捉えた上で、地域でいきいきと生活するための支援が必要です。

一方で少子高齢化が進むなか、子育てや介護は市民全体の課題ともいえます。子育てや介護については、支援者の負担軽減を図るとともに、男女共同参画の視点に立った支援も必要です。子育てや介護の負担を少しでも軽減するため、福祉施策の推進による支援が求められています。

さらに、行政や関係機関によるサービスの提供という面だけでなく、地域の思いやり、支え合いにより、充実した環境づくりをする必要があります。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
50	子育て支援等の充実	個々の事情に応じて安心して子育てができるよう、相談支援をはじめとした各種サービスの充実を図るとともに、地域が一体となった支え合いについて啓発を行います。	こども家庭センター
51	安心して暮らせる生活環境づくり	高齢者・障がい者・ひとり親世帯の市営住宅の入居に関し配慮します。自立した生活を支援するため、皆が暮らしやすい住環境及び歩行者空間の整備を実施します。	都市計画課
52	高齢者、障がい者などに対する男女共同参画の視点での支援	高齢者、障がい者、外国人など、社会的に弱い立場の人で、特に女性であることから複合的な悩みを抱えている場合等があり、男女共同参画の視点で相談支援をはじめとした各種支援の充実に取り組みます。	介護支援課 福祉課
53	高齢者の生きがいづくりに関する取組みの推進	高齢者が地域の一員として“学んだことを教え、活かし、生きがいをもつこと”を目指して取組みを行います。	社会教育課
54	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭に対して、就労、生活、子育て等における支援体制を強化します。	子ども子育て課

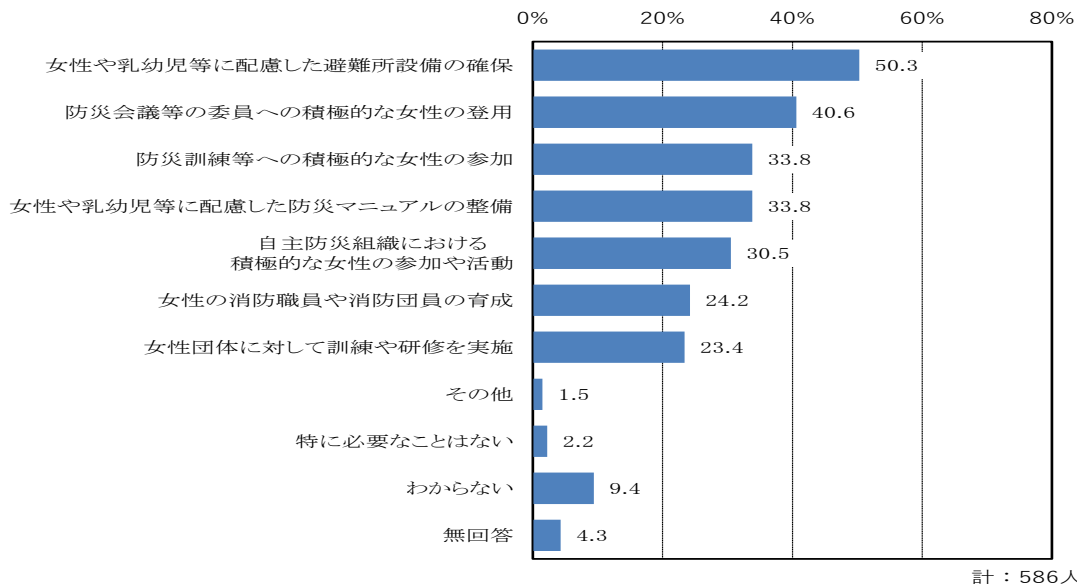
(3) 女性視点を反映した地域の防災力向上

近年頻発するさまざまな災害では、甚大な被害の発生が懸念されます。地域の安全・安心という見地から、熊本大地震や東日本大震災等、各地で発生した災害の教訓も活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行う必要があります。

意識調査の結果からは、防災・災害復興対策に関し、男女共同参画の視点からどのようなことが必要かという設問については、「女性や乳幼児等に配慮した避難所設備の確保」と回答した人が最も多く、次いで、「防災会議等の委員への積極的な女性の登用」など、多様な項目に対する意見が挙がっています。

男女のニーズの違いを踏まえ、さまざまな立場の人に配慮した防災・減災・災害復興対策に取り組まなければなりません。

図表 10 防災活動に関して、男女共同参画の視点からどのようなことが必要か



資料：みやま市男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年8月）

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
55	災害対応について、全職員に対する理解促進	日常的、定期的に、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について職員の理解を深めます。	人権・同和対策室 総務課
56	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発	参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。	人権・同和対策室 総務課
57	高齢者などの避難行動要支援者の把握	高齢者などの避難行動要支援者の把握を行い、災害等の緊急時の避難や救助についての支援の充実に取り組みます。	介護支援課 総務課

第5章 配偶者からの暴力などの人権侵害行為の根絶

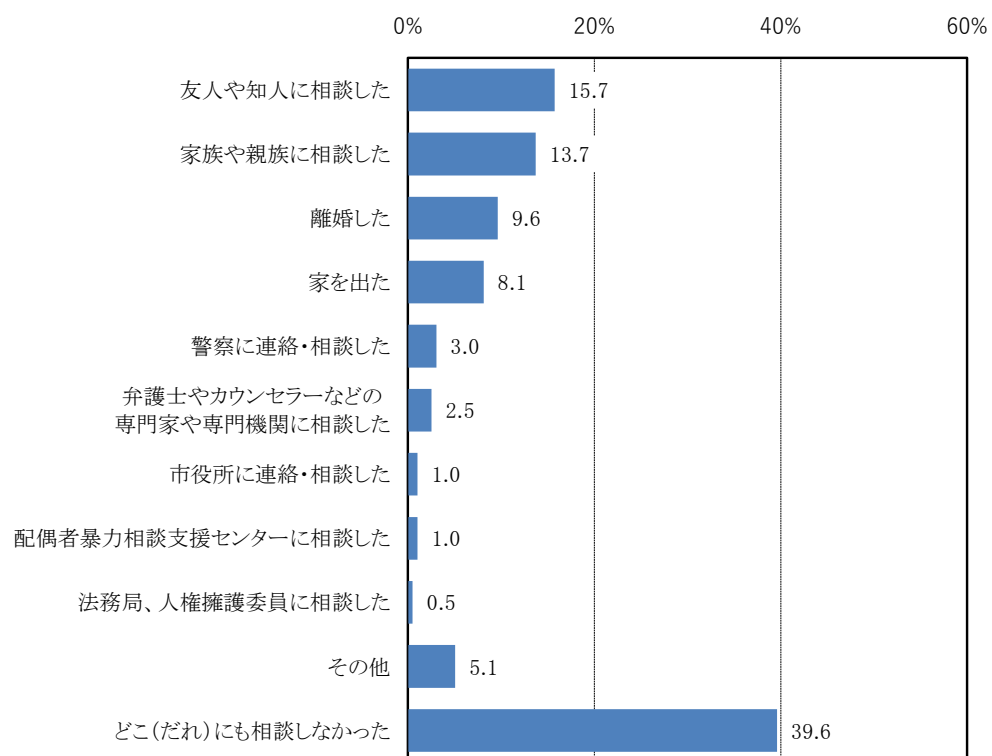
一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の基本となるものです。性別にかかわらず、一人ひとりが個性や能力を発揮するためには、男女が互いを理解し、思いやり、健康でいきいきとした生活を送ることが重要です。

基本目標 1. DVや虐待行為などの根絶に向けた啓発の推進

DVや児童をはじめ社会的に弱い立場の高齢者や障がい者に対する虐待行為は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。暴力や虐待行為の根絶と暴力を許さない社会の実現のため、市民一人ひとりの意識の浸透を図る必要があります。そのためには、家庭、地域、学校などで、それぞれの人権を尊重することを啓発する必要があります。

DVなどの被害者は加害者の報復を恐れたり、自分を責めたりして被害を訴えることができない場合があります。市民意識調査の結果では、DVを受けたことを誰にも相談しなかった人が約4割いることが分かりました。被害の相談をしっかりとめる必要があります。

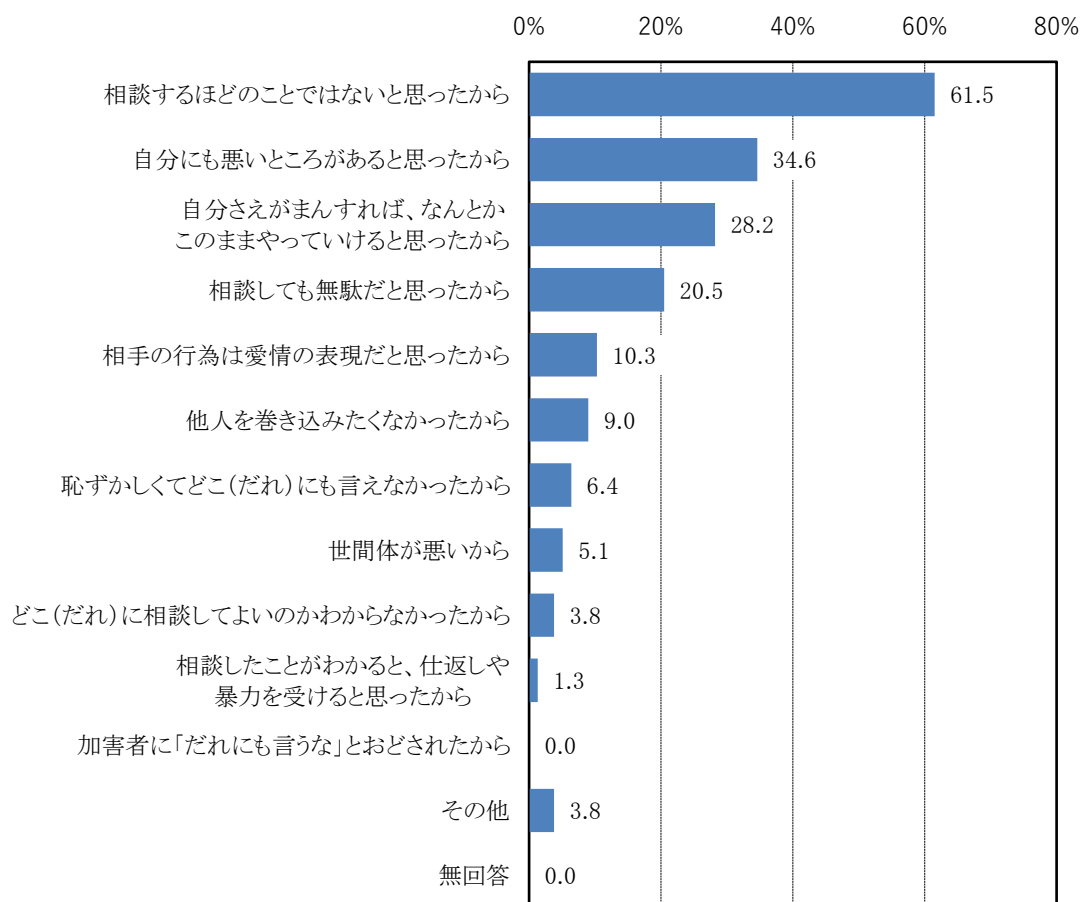
図表 1-1 暴力を受けたとき、あなたはどのように対応しましたか



計：197人

資料：みやま市男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年8月）

図表 12 DVを受けても相談しなかった理由



計：78人

資料：みやま市男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年8月）

■取組施策

No.	具体的取組	内 容	担当課
58	DVなどについての啓発の推進	啓発ポスターなどを活用して暴力の根絶を訴えるとともに、被害の通報に関する啓発を行います。	人権・同和对策室
59	虐待行為の防止についての啓発の推進	児童、高齢者、障がい者などの社会的に弱い立場の人に対する虐待については、啓発ポスターなどを活用してその根絶や通報の義務等を知らせるとともに、家族などの支援者に対する負担の軽減やきめ細かな状況把握を通じ、被害の防止に取り組みます。	人権・同和对策室 子ども子育て課 こども家庭センター 介護支援課・地域包括支援センター 福祉課

基本目標 2. 被害者の支援体制の整備

被害者に対しては、人権・同和对策室が窓口となって被害状況を把握するとともに、関係課や関係機関、警察との連絡・調整を行います。

また、さまざまなきっかけにより、各種窓口が被害の最初の受付先となることが考えられます。このため、対応する職員等が被害者支援のための知識や能力を身につけ、連携体制を整備することが重要です。これは、窓口において的確な対応を行い、被害者がさらに傷つくなどの二次被害を防ぐためです。

民生委員・児童委員などの地域で相談を受ける可能性がある人にも、配偶者からの暴力などに関する研修などで認識を深めてもらい、被害の早期発見・早期対応について対策を行う必要があります。

さらに、緊急に被害者を守る必要がある場合、県の関係機関や警察との連携も必要で、的確な対応のための体制を整備しておくことも重要です。

■取組施策

No.	具体的取組	内 容	担当課
60	支援体制の整備	人権・同和对策室が窓口となり、相談の受付、個別ケースの把握を行います。	人権・同和对策室
61	二次被害防止のための関係課の連携	関係各課や各種相談窓口において、被害者に対する二次被害を起こさないよう、職員の資質向上を図り、連携体制を構築します。	人権・同和对策室
62	暴力・虐待防止のための研修会の開催	民生委員・児童委員などの地域で相談を受ける可能性がある人に対し、暴力や虐待をテーマとした研修機会の確保を行います。	福祉課 人権・同和对策室
63	被害者の緊急一時保護	被害者の緊急一時保護について、県や警察との連携で的確に対応を行います。	人権・同和对策室 (配偶者からの暴力) こども家庭センター (児童虐待) 介護支援課・地域包括支援センター (高齢者虐待) 福祉課 (障がい者虐待)

基本目標 3. 被害者の自立支援

被害者やその家族が自立し、安全・安心な環境で生活を始めるためには、関係各課が連携して支援する必要があります。被害者やその家族の情報が加害者に漏れないよう、情報管理をさらに徹底するとともに、新たな生活に向けて、住居、就労、経済、通学等、本人や家族が安心して暮らせるよう、きめ細かな支援を行います。

また、被害者やその家族は心身に大きな傷を負っているだけでなく、将来に対する不安も大きいことから、精神的な支えも含めた継続した支援を行います。

■取組施策

No.	具体的取組	内 容	担当課
64	被害の再発防止に向けた情報提供	被害者に対する法的な救済（保護命令）等の情報提供を行います。	DV 対策部会
65	被害者情報の管理徹底	被害者情報を漏らさないよう管理を徹底します。	市民課
66	被害者やその家族に対する自立支援	被害者やその家族が早期に安全・安心な生活を取り戻すことができるよう、関係課や関係機関と連携して必要に応じた支援を行います。	DV 対策部会

基本目標 4. 性的嫌がらせ等の防止のための啓発の推進

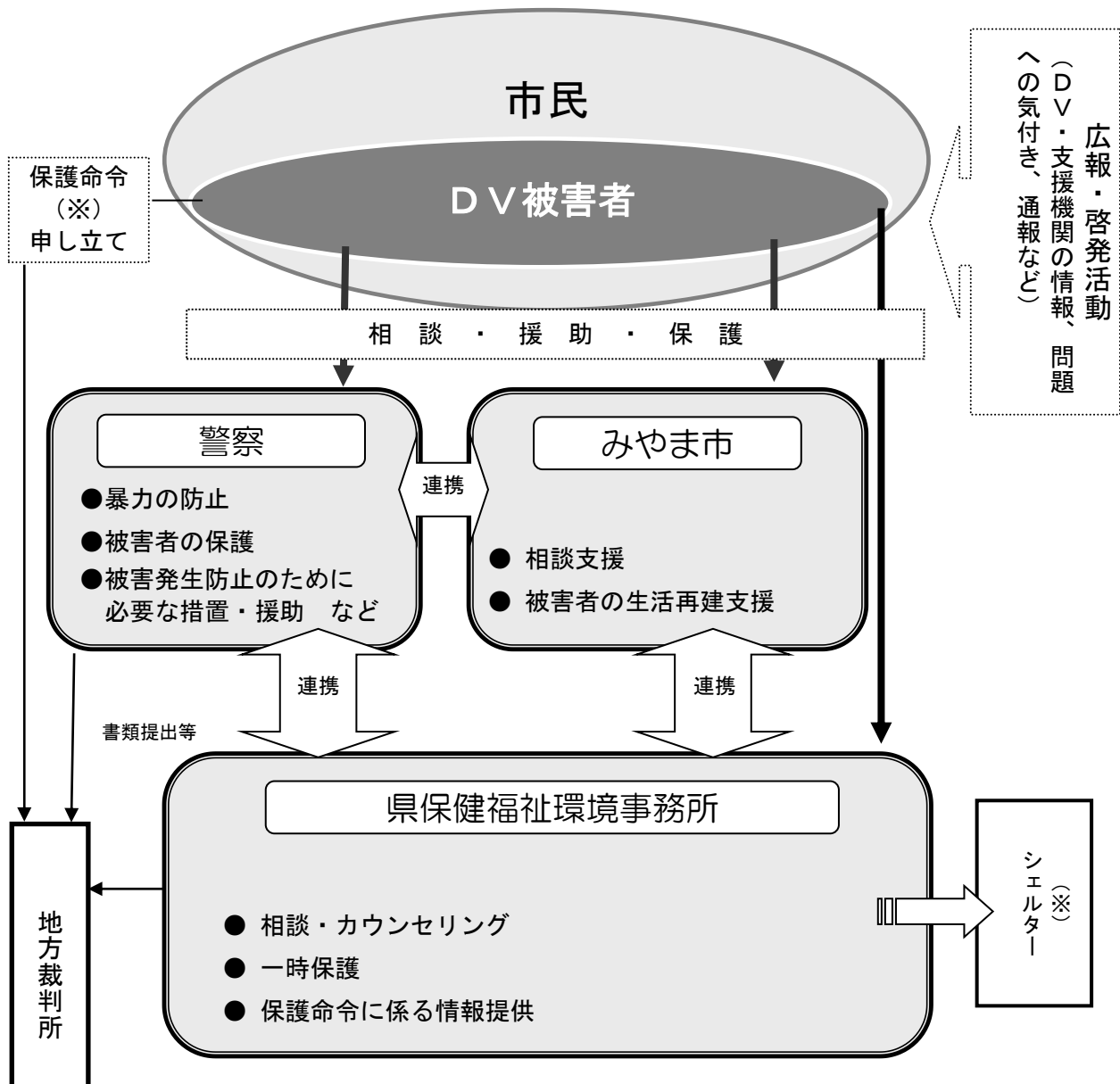
女性に対する暴力は性犯罪、売買春、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント：セクハラ）、つけ回し行為（ストーカー）等、多岐にわたります。性的嫌がらせは相手の意に反する性的な言動・行動で、相手の心身に重大な影響を及ぼします。また、職場の上司が部下に精神的な苦痛を与える嫌がらせ（パワー・ハラスメント：パワハラ）も近年、その問題が顕在化しています。

こうした人権侵害行為は、経済的に低迷している社会情勢のなか、経営不安や雇用不安も影響して近年さらに深刻な問題となっています。人権侵害行為の防止のため、啓発と相談窓口の周知を図ります。

■取組施策

No.	具体的取組	内 容	担当課
67	性的嫌がらせ等防止のための啓発の推進	地域活動や企業活動における性的嫌がらせ等の防止のための啓発を行うとともに、被害者に対する相談窓口について周知を図ります。	人権・同和对策室

DV防止の支援体系図



(※) 保護命令

配偶者から受ける身体に対する暴力等により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めたとき、加害者に対して速やかに保護命令を発令するものです。被害者や家族への接近禁止命令や退去命令などがあります。保護命令違反に対しては罰則があります。

(※) シェルター

配偶者からの暴力被害者やその家族が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設。カウンセリングや被害者の自立支援に向けた準備の場としての役割も果たします。シェルターでの保護後の自立に向けた生活支援も重要です。

第6章 推進体制

1. 推進体制の充実・連携強化

(1) 推進体制の充実

男女共同参画に関する施策の範囲は広く、総合的、計画的に実施し、市民、企業、行政が一体となって取り組む必要があります。このため、以下の取組みにより、みやま市男女共同参画基本計画の円滑かつ効果的な実施を行います。

策定後の取組みについての調査・報告を実施し、各課の連携と整合のとれた施策の推進を図るとともに、審議会に実施状況を報告し、その意見を踏まえた改善を進め、本計画の推進状況等について広く市民に公表します。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
68	みやま市男女共同参画推進本部の取組み	みやま市男女共同参画推進本部において、本計画の具体的な施策の実施や推進に関する進捗状況の管理・評価等を行うことにより、計画の着実な実施を図ります。	人権・同和対策室
69	みやま市男女共同参画審議会の設置	みやま市男女共同参画審議会を設置し、基本計画の策定や変更、その実施状況、その他必要な事項について、意見を求めます。	人権・同和対策室
70	男女共同参画の施策に関する苦情処理体制の整備	男女共同参画の施策に関する苦情処理については、人権・同和対策室に窓口を設置し、施策担当課と連携して対応するとともに、必要に応じてみやま市男女共同参画審議会の意見を聴きます。	人権・同和対策室
71	本計面前期終了時の市民アンケート調査の実施	次回の基本計画の策定時に市民アンケート調査を行い、本計画の実施状況に関する評価を受け、今後の課題に関する資料とします。	人権・同和対策室
72	庁内における男女共同参画の推進	職員の庁内ネットワークを利用して男女共同参画に関する情報提供を行います。	人権・同和対策室
73	女性職員の積極的登用と育成	女性職員の幅広い配置と積極的な登用を行います。	総務課
74	審議会等における女性の積極的登用	市の政策に住民の意見を反映させる場である審議会等において、委員が男性に偏っている委員会について、女性の登用を積極的に推進します。登用率目標を30.0%とします。	全庁

(2) 庁内各課の役割の強化

計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努めます。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進します。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
75	市職員等の意識啓発	研修等において男女共同参画に関する内容を積極的に取り上げ、職員の意識をさらに高めます。	人権・同和対策室

(3) 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画

男女がともに自立し支えあう理想的な地域社会は、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。このため、本計画においては、地域における男女共同参画ネットワークづくりを推進しながら、それぞれの主体が取り組むべき役割を明確にし、男性も女性もともにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

■取組施策

No.	具体的施策	内容	担当課
76	市民や事業者との連携強化	男女共同参画を推進する事業者や市民との協働を図り、男女共同参画社会づくりを進めます。	人権・同和対策室

参考資料

担当課別一覧表

担当課	No.	取組施策
全庁	16	男女で偏りがある分野への共同参画の拡大
	39	各種審議会・委員会等への女性の登用
	40	各種団体への女性登用啓発
	66	被害者やその家族に対する自立支援
	74	審議会等における女性の積極的登用
総務課	22	地域における女性の参画の推進
	55	災害対応について、全職員に対する理解促進
	56	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発
	57	高齢者などの避難行動要支援者の把握
	73	女性職員の積極的登用と育成
市民課	65	被害者情報の管理徹底
人権・同和対策室	1	広報紙、ホームページ等を活用した啓発
	2	講演会開催による理解促進と各種団体との連携による啓発
	3	イベントやキャッチフレーズの活用による啓発
	13	地域拠点における講演会等に対する支援
	15	地域活動推進のための指導者に対する啓発
	17	地域で活躍する女性の人材情報の活用
	18	地域団体のネットワーク化の推進
	19	男女共同参画に取り組む地域団体の活動拠点づくり
	20	地域の方針決定過程への女性の参画
	21	女性リーダー育成の取組み
	24	女性の能力発揮のための職場環境づくり
	33	長時間労働の解消
	35	家庭内の性別役割分担の解消
	37	女性の活躍推進のための男女共同参画意識の浸透
	38	家庭生活への男性の参画を促すための啓発
	39	各種審議会・委員会等への女性の登用
	40	各種団体への女性登用啓発
	55	災害対応について、全職員に対する理解促進
	56	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発
	58	DVなどについての啓発の推進
	59	虐待行為の防止についての啓発の推進
	60	支援体制の整備
	61	二次被害防止のための関係課の連携
62	暴力・虐待防止のための研修会の開催	
63	被害者の緊急一時保護	

DV 対策部会	64	被害の再発防止に向けた情報提供
	66	被害者やその家族に対する自立支援
	67	性的嫌がらせ等防止のための啓発の推進
	68	みやま市男女共同参画推進本部の取組み
	69	みやま市男女共同参画審議会の設置
	70	男女共同参画の施策に関する苦情処理体制の整備
	71	本計画前期終了時の市民アンケート調査の実施
	72	庁内における男女共同参画の推進
	75	市職員等の意識啓発
	76	市民や事業者との連携強化
健康づくり課	36	男性の家事・育児・介護、ごみの分別等への参画の推進
	41	健康相談の実施
	43	疾病等の予防・早期発見の取組み
	44	生活習慣病予防のための情報提供
介護支援課 包括支援センター	46	介護予防事業の推進
	52	高齢者、障がい者などに対する男女共同参画の視点での支援
	57	高齢者などの避難行動要支援者の把握
	59	虐待行為の防止についての啓発の推進
	63	被害者の緊急一時保護
福祉課	42	講演会開催による啓発活動
	52	高齢者、障がい者などに対する男女共同参画の視点での支援
	59	虐待行為の防止についての啓発の推進
	62	暴力・虐待防止のための研修会の開催
	63	被害者の緊急一時保護
子ども子育て課 こども家庭センター	6	就学前における男女共同参画の推進
	34	子育て中の支援
	36	男性の家事・育児・介護、ごみの分別等への参画の推進
	44	生活習慣病予防のための情報提供
	47	母性の健康管理に係る支援並びに自己決定権の理解の促進
	48	特定不妊治療に対する相談等の支援
	50	子育て支援等の充実
	54	ひとり親家庭に対する支援の充実
	59	虐待行為の防止についての啓発の推進
63	被害者の緊急一時保護	
環境政策課	36	男性の家事・育児・介護、ごみの分別等への参画の推進
農林水産課	30	女性活躍の先進事例研修会の開催
	31	農林水産業における女性グループ育成と女性の起業支援
	32	農業分野における女性参画支援
商工観光課	23	企業に対する制度の活用のための啓発
	24	女性の能力発揮のための職場環境づくり

	25	労働者に対する情報提供、相談支援
	26	女性の起業や資格取得に関する支援
	27	企業における子育て支援の促進
	28	再就職の支援
	29	商工業における男女共同参画の推進
	33	長時間労働の解消
	49	小規模事業者における産前産後の代替についての取組み
都市計画課	51	安心して暮らせる生活環境づくり
学校教育課	7	学校教育における男女共同参画の推進
	8	自ら判断できる能力を養う教育の推進
	9	家事や育児、介護を体験する機会の確保
	10	発達段階に応じた性教育の実施
	11	家庭教育におけるPTAとの連携と保護者への情報提供
	12	教職員の男女共同参画に関する理解の促進
社会教育課	4	図書館における図書整備による啓発
	5	図書館イベントなどによる啓発活動
	13	地域拠点における講演会等に対する支援
	14	女性の能力向上に対する支援
	15	地域活動推進のための指導者に対する啓発
	17	地域で活躍する女性の人材情報の活用
	18	地域団体のネットワーク化の推進
	19	男女共同参画に取り組む地域団体の活動拠点づくり
	21	女性リーダー育成の取組み
	36	男性の家事・育児・介護、ごみの分別等への参画の推進
	45	スポーツ活動による健康づくりの啓発
	53	高齢者の生きがいづくりに関する取組みの推進

みやま市男女共同参画推進本部体制一覧表

推進本部(構成人数:11名)	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長及び各部等の長

幹事会 (構成人数:31名)					
会長		副市長			
副会長		市民部長			
委員(29課)					
総務部	総務課長	秘書広報課長	環境経済部	環境政策課長	農林水産課長
	企画振興課長	総合政策課長		商工観光課長	
	財政課長	契約検査課長	建設都市部	建設課長	都市計画課長
	会計課長			上下水道課長	
市民部	山川支所長	高田支所長	教育部	教育総務課長	学校教育課長
	税務課長	市民課長		社会教育課長	
保健福祉部	健康づくり課長	介護支援課長	行政委員会	事務局長	
	福祉課長	子ども子育て課長	消防本部	総務課長	予防課長
農業委員会	事務局長			警防課長	

			男女共同参画作業部会			DV 対策部会(新設)		
部会長		人権・同和对策室長		部会長		人権・同和对策室長		
総務部	総務課		総務部	企画振興課		市民部	市民課	人権・同和对策室
市民課	人権・同和对策室		市民部	税務課		保健福祉部	健康づくり課	福祉課
保健福祉部	健康づくり課	介護支援課	保健福祉部	地域包括支援センター		建設都市部	子ども子育て課	
	子ども子育て課	こども家庭センター		子ども家庭センター				
環境経済部	農林水産課	商工観光課		建設都市部	都市計画課			教育部
建設都市部	都市計画課			教育部	学校教育課			
教育部	教育総務課	学校教育課						
	社会教育課							
消防本部	総務課							

第2次みやま市男女共同参画基本計画

令和3年3月

■編集・発行 みやま市 市民部 人権・同和対策室

〒835-8601

福岡県みやま市瀬高町小川5番地

TEL：0944-64-1544（直通）

FAX：0944-64-1514

E-mail：<http://www.city.miyama.lg.jp/>
